

枚方市緑化活動団体支援補助金交付要綱

令和 2 年 9 月 15 日制定

枚方市要綱 第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、枚方市補助金等交付規則（昭和40年枚方市規則第30号）の規定に基づいて交付する枚方市緑化活動団体支援補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 補助金の交付の目的は、市内で緑化活動を行っている団体に対して交付することにより、当該団体による緑化活動その他の緑地を創出し、保全し、又は緑地の機能、効果若しくは価値を活用するための活動を継続させ、及びその質を向上させ、もって市民が緑地の機能、効果及び価値を十分に享受できる環境づくりに資することとする。

(補助金の交付の対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となるものは、市内で植樹、花苗又は苗木の配布、花壇作り、植栽技術の講習、他の緑化活動団体との連絡調整その他の緑化活動に取り組む 5 人以上で組織する団体（市内に在住し、在職し、又は在学する者が所属しない団体を除く。）とする。ただし、次のいずれかに該当する団体を除く。

- (1) 枚方市暴力団排除条例（平成24年枚方市条例第45号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員若しくは同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が所属する団体
- (2) 当該年度において既に補助金の交付の申込みをした団体又は当該団体を構成し、若しくは当該団体により構成されていると認められる団体

(補助対象行為)

第 4 条 補助金の交付の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、別表の左欄に掲げる行為とする。ただし、次のいずれかに該当すると認められる行為を除く。

- (1) 当該団体若しくはその構成員の営む事業又は特定の思想の宣伝を目的とする行為
- (2) 当該団体が当該年度に申込みをした枚方市里山保全活動補助金交付要綱（平成20年枚方市要綱第47号）に基づく枚方市里山保全活動補助金に係る補助対象事業と重複する行為

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、別表の右欄に定める額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付決定に通常要すべき期間)

第 6 条 補助金の交付の決定に通常要すべき期間は、補助金の交付の申込みがあった日の翌日から起算して20日間とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

補助対象行為	補助金の対象となる費用	補助金の額
活動の継続又は質の向上を目的とした講習の受講	講師への謝金	中欄に掲げる費用の合計額に2分の1を乗じて得た額又は20,000円のいずれか少ない額
	講習会場の使用料	
活動の実施、緑化活動団体の運営等に関して助言を行う者の派遣	派遣される者への謝金	中欄に掲げる費用の合計額に2分の1を乗じて得た額又は20,000円のいずれか少ない額
	派遣される者の交通費	
活動に関する施設見学、資料購入	施設入場料	中欄に掲げる費用の合計額に2分の1を乗じて得た額又は15,000円のいずれか少ない額
	資料の購入代金	

備考

- 1 この表において「活動」とは、第2条に規定する活動をいう。
- 2 この表において「施設見学」とは、当該年度において、当該施設について5人以下の人数で1回に限り行う見学をいう。ただし、補助金の交付を受けずにした当該施設の見学を除く。
- 3 この表において「施設入場料」とは、施設見学を行った者1人につき入場料として当該施設に支払った金額又は6,000円のいずれか少ない額に、当該者の人数を乗じて得た額をいう。